

事 務 連 絡

令和3年10月4日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長

「労働関係法令等オンライン説明会(下半期)」等の開催について(周知協力依頼)

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働行政の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年4月から、改正育児・介護休業法が順次施行されるとともに、出生直後に取得できる柔軟な育児休業制度が創設されるほか、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等が事業主の義務となります。各事業所におかれては、法施行に向けて、育児・介護休業等に関する規定の整備が必要となります。

また、令和4年4月には改正労働施策総合推進法、改正女性活躍推進法が全面施行され、中小事業主に義務化されることから、三重労働局では、雇用環境・均等室所掌の各種法令の内容と具体的な対策、助成金等について、「労働関係法令等オンライン説明会(下半期)」を別添のとおり全7回開催いたします(別添1)。

さらに、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等オンライン個別相談会」(別添2)、「コロナ禍における勤務環境改善のためのオンラインワークショップ」についてもオンラインで開催いたします(別添3)。

つきましては、業務ご多忙の中恐縮ですが、貴会員への周知方御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加費はすべて無料で、お申し込みは先着順となっております。申込方法につきましては別添をご参照いただくとともに、三重労働局ホームページ若しくは三重働き方改革推進支援センターのホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

申込方法については

三重働き方改革推進支援センター TEL 0120-111-417